

1 回 目

議会運営委員会の概要

1 議案の撤回について

- ・総務部長から、議第29号「令和4年度山形県一般会計予算」について、「やまがたの農林水産物を活用した情報発信推進事業費」の事業内容を見直すため撤回する旨の説明があり、了承された。

2 2月定例会追加提出案件の概要について

- ・総務部長から、資料「令和4年2月定例会追加提出案件」により説明があり、了承された。

3 議事日程第7号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により、本日の議事日程等の説明があり、了承された。

4 本日の常任委員会の出席要求対象者について

- ・議事調査課長から、本日の本会議休憩中に開催される常任委員会における執行部の出席者については、議案の撤回に関係する総務及び農林水産常任委員会は関係者のみ、その他の常任委員会については関係部局長等のみとし、本会議散会後に開催される常任委員会については、関係者のみとしてはどうかとの説明があり、了承された。

5 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会及び山形県議会政務活動費等検討委員会報告書について

- ・坂本議長から、政治倫理向上対策検討委員会及び政務活動費等検討委員会の正副委員長より、報告書の提出があった旨の発言があった。
- ・島津委員長から、報告書を踏まえた対応について明日の議会運営委員会で協議したい旨の発言があり、了承された。また、政治倫理向上対策検討委員会については調査・検討が終了したことから、同委員会を廃止することとしたい旨の発言があり、了承された。

6 山形県議会デジタル化推進会議の中間報告について

7 令和3年度広報・広聴委員会報告書について

- ・坂本議長から、デジタル化推進会議及び広報・広聴委員会の正副委員長より、報告書の提出があった旨の発言があった。

8 その他

(1) 執行部からの報告事項について

- ①「令和5年度政府の施策等に対する提案」の進め方について

- ・みらい企画創造部長から、資料「『令和5年度政府の施策等に対する提案』の進め方について」により報告があった。

## ②オミクロン型変異株BA.2について

- ・健康福祉部長から、オミクロン型変異株BA.2に関する報告があった。

### 【発言概要、質疑等】

(木村委員) 今後、人が移動する時期であることから感染者の増加が考えられるが、感染対策としてはこれまでの感染対策を引き続きしっかり行っていくという理解で良いか。

⇒(健康福祉部長) 委員の発言のとおり、基本的な感染防止対策を引き続き行うことが大事である。県民には引き続き感染防止対策の徹底とワクチンの接種の推進について協力をいただきたい。

## (2) その他

### 【発言概要、質疑等】

(総務部長) 3月8日の議会運営委員会で質問があった特命補佐の任期について回答したい。

知事が会見するのは難しいが、私からの答弁として、来年度においては特命補佐に係る予算執行をする方向では無いと考えている。

(鈴木委員) 遠回しな回答であるが、来年度は特命補佐の任用は考えていないと理解したが、何故、議会に明確に回答しないのか。

⇒(総務部長) 知事の専権事項であり、こうした指摘は知事としても心外と考えている。しかし、議会運営委員会等における議論は知事にしっかり伝えており、今後、会見の場等で議論を踏まえた発言はあるものと考えている。

(鈴木委員) 早急に明確な回答をお願いします。

(森田委員) 確認だが、特命補佐は今年度の3月末で任を解かれるということか。

⇒(総務部長) 特命補佐分としての予算計上はしていないということ。令和3年度は特命補佐に係る予算計上はしていなかったが、総枠としての予算の中から支出していた。予算の執行についてもする方向ではないと考えているということである。

(森田委員) 今月いっぱい任を解くと理解している。

(木村委員) 執行部も最大会派の考えを受け止めて可能な限りの答弁をしている。最大限の配慮を見せていると考えており、執行部の努力・配慮も汲み取ってほしい。

## 9 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和4年3月15日（火）

午 前 10 時

- 1 議案の撤回について
- 2 2月定例会追加提出案件の概要について
- 3 議事日程第7号について
- 4 本日の常任委員会の出席要求対象者について
- 5 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会及び山形県議会政務活動費等検討委員会報告書について
- 6 山形県議会デジタル化推進会議の中間報告について
- 7 令和3年度広報・広聴委員会報告書について
- 8 その他
- 9 本日の開議時刻

## 議案の撤回について

### 1 撤回する案件

予 算 案 件 1 件

○ 議第 29 号 令和 4 年度山形県一般会計予算

### 2 撤回する理由

「やまがたの農林水産物を活用した情報発信推進事業費」の事業内容を見直すため撤回するものである。

## 令和4年2月定例会追加提出案件

### 1 予算案件 2件

○令和4年度山形県一般会計予算

当初予算総額 684,804,204千円

○令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号) (繰越明許費)

繰越明許費の補正 追加 8,785,999千円

変更 8,205,496千円

---

合計 16,991,495千円

【参考】繰越明許費補正後累計 81,681,109千円

【参考】繰越明許費補正後累計(一般会計と特別会計の合計額)

81,756,308千円

※ 今回追加提案の無い特別会計(12月繰越分)も含む。

### 2 人事案件 1件

山形県教育長の任命について

# 会 議 順 序 表

[議事日程第7号]

令和4年3月15日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法									
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第7号、その他)										
2	< 開 議 > ○ 議案の撤回について										
3	○ 諸般の報告 (追加議案の送付)										
4	○ 議案上程 (議第64号) ○ 知事説明 ○ 常任委員会付託 (議第64号)  < 休 憩 >										
5	○ 休憩中の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">時 刻</th> <th style="width: 33%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 34%;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休 憩 宣 告 後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 常 任 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td>各 常 任 委 員 会 終 了 後</td> <td>議 会 運 営 委 員 会</td> <td>議 会 運 営 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	休 憩 宣 告 後	各 常 任 委 員 会	各 常 任 委 員 会 室	各 常 任 委 員 会 終 了 後	議 会 運 営 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場									
休 憩 宣 告 後	各 常 任 委 員 会	各 常 任 委 員 会 室									
各 常 任 委 員 会 終 了 後	議 会 運 営 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会 室									
6	< 再 開 > <span style="float: right;">※再開後の日程については、 議会運営委員会において再度協議</span> ○ 議案及び請願上程 (議第30号から議第64号までの35件及び請願) ○ 常任委員長報告 <div style="margin-left: 20px;">                     文 教 公 安 常任委員長                      厚 生 環 境 常任委員長                      農 林 水 産 常任委員長                      商工労働観光 常任委員長                      建 設 常任委員長                      総 務 常任委員長                 </div> ○ 議案採決 (議第30号から議第64号までの35議案) ○ 請願採決										
7	○ 議案上程 (議第65号及び議第66号の2件) ○ 知事説明 ○ 常任委員会付託 (議第65号)  < 散 会 >										
8	○ 本会議終了後の日程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">時 刻</th> <th style="width: 33%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 34%;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 常 任 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td>各 常 任 委 員 会 終 了 後</td> <td>政 策 提 言 会 議</td> <td>予 算 特 別 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 常 任 委 員 会 室	各 常 任 委 員 会 終 了 後	政 策 提 言 会 議	予 算 特 別 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場									
本 会 議 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 常 任 委 員 会 室									
各 常 任 委 員 会 終 了 後	政 策 提 言 会 議	予 算 特 別 委 員 会 室									

# 議 事 日 程 ( 第 7 号 )

令和4年3月15日(火) 午前10時開議

- 第 1 議案の撤回について
- 第 2 議第64号 令和4年度山形県一般会計予算
- 第 3 議第30号 令和4年度山形県公債管理特別会計予算
- 第 4 議第31号 令和4年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第 5 議第32号 令和4年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 6 議第33号 令和4年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第34号 令和4年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第 8 議第35号 令和4年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 議第36号 令和4年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第 10 議第37号 令和4年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第 11 議第38号 令和4年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第 12 議第39号 令和4年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第 13 議第40号 令和4年度山形県流域下水道事業会計予算
- 第 14 議第41号 令和4年度山形県電気事業会計予算
- 第 15 議第42号 令和4年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第 16 議第43号 令和4年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第 17 議第44号 令和4年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第 18 議第45号 令和4年度山形県病院事業会計予算
- 第 19 議第46号 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議第47号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議第48号 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議第49号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議第50号 山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議第51号 山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議第52号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議第53号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議第54号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議第55号 山形県森林整備促進・林業等再生基金条例を廃止する条例の設定について
- 第 29 議第56号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議第57号 山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 31 議第58号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議第59号 山形県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第60号 一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について
- 第 34 議第61号 包括外部監査契約の締結について
- 第 35 議第62号 別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 第 36 議第63号 別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 第 37 請願
- 第 38 議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算（第10号）
- 第 39 議第66号 山形県教育長の任命について



財 第 214 号  
令和 4 年 3 月 11 日

山形県議会議長 坂 本 貴美雄 殿

山形県知事 吉 村 美栄 子



提出議案の撤回について

令和 4 年 2 月 17 日に提出した議第 29 号「令和 4 年度山形県一般会計予算」は、下記の理由により、撤回いたしたく御承認願います。

撤 回 理 由

「やまがたの農林水産物を活用した情報発信推進事業費」の事業内容を見直すため撤回するものである。

# 常 任 委 員 会 付 託 表

(令和4年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	<p>議第64号 令和4年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部及び第3項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く、第14款予備費</p> <p>3 第3条第3表 地方債</p> <p>4 第4条 一時借入金</p> <p>5 第5条 歳出予算の流用</p>
文教公安	<p>議第64号 令和4年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 山形県立庄内中高一貫校（仮称）校舎増築・改修工事請負契約から新運転者管理システム賃貸借及び保守サービス契約まで</p>
厚生環境	<p>議第64号 令和4年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第13款諸支出金第2項</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 山形県志津野営場管理運営業務から山形県立朝日学園本館改築工事監理業務委託契約まで</p>
農林水産	<p>議第64号 令和4年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第6款農林水産業費ただし第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部を除く、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 東北農林専門職大学（仮称）校舎新築工事請負契約から森林整備活性化資金利子補給まで</p>
商工労働 観 光	<p>議第64号 令和4年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただし第2項の一部及び第3項の一部を除く、第10款教育費第1項の一部、第7項の一部及び第8項の一部</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 公益財団法人山形県企業振興公社に対する損失補償から旧山形県県民会館解体工事請負契約まで</p>

建	設	議第64号 令和4年度山形県一般会計予算中
		1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項及び第2項の一部を除く
		2 第2条第2表 債務負担行為中 山形県土地開発公社の融資に対する債務保証から県営住宅及び山形県すまい情報センター管理運営業務まで

# 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和4年2月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審査結果	措置
請願	35	4.2.17	商工労働観光	令和4年1月27日発令のまん延防止等重点措置に伴う、運転代行業者の事業継続への支援について	山形市久保田2-8-29 山形県運転代行連絡協議会 代表 高橋 二男	遠藤（寛）、相田、洪間、 矢吹、吉村、高橋（啓）、 木村	採択	知事送付

付託委員会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
商工労働観光	1	1			
計	1	1			

# 継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和4年2月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
"	19	2.12.1	厚 生 環 境	東京電力福島第一原発事故により発生したALPS処理水の海洋放出を行わないことを求める意見書の提出について	米沢市春日5丁目2番62-8 朝日ホームⅡ 101号 福島原発被災者フォーラム山形・福島 代表 武田 徹	高橋（淳）、松田、 青柳、石黒	継続 審査	
"	21	3.2.18	総 務	山形県知事選挙公開政策討論会条例の制定について	山形市相生町3番33号 山形県知事選挙公開政策討論会条例の 制定を求める会 代表 長澤パティ 明寿	遠藤（寛）、相田、 梶原、菊池（文）、 五十嵐、柴田、 小松、船山	継続 審査	
"	23	3.6.14	厚 生 環 境	選択的夫婦別姓導入を求める意見書の提出について	山形市松山三丁目14番60号 新日本婦人の会山形県本部 会長 奥山 一恵	関、渡辺	継続 審査	
"	25	3.6.15	厚 生 環 境	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について	山形市青田南6番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁	松田、高橋（啓）	継続 審査	
"	26	3.6.15	総 務	日本政府に核兵器禁止条約の署名及び批准並びに締約国会議へオブザーバーとして参加することを国に求める意見書の提出について	山形市木の実町12番37号 山形県平和センター 議長 船山 整	松田、高橋（啓）	継続 審査	
"	28	3.9.15	総 務	日本政府に核兵器禁止条約の署名及び批准を求める意見書の提出について	鶴岡市宝田一丁目3-23 生活協同組合共立社 理事長 安達 忠士	関、渡辺	継続 審査	
"	31	3.9.17	農 林 水 産	新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書の提出について	山形市大字門伝字裏城1 農民運動山形県連合会 会長 小林 茂樹	関、渡辺	継続 審査	

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	34	3.11.29	厚生環境	人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書の提出について	鶴岡市水沢字行司免43-13 沖縄戦戦没者遺骨の尊厳を考える市民の会 代表 漆山 ひとみ	青柳、石黒、高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	3			3	
厚生環境	4			4	
農林水産	1			1	
計	8			8	

常 任 委 員 会 付 託 表

(令和4年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費ただし第2項を除く
文教公安	議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第10款教育費ただし第7項を除く 2変更中 第10款教育費
厚生環境	議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第3款民生費、第4款衛生費
農林水産	議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部 2変更中 第6款農林水産業費
商工労働 観 光	議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第2款総務費第2項、第5款労働費、第7款商工費、第10款教育費第7項 2変更中 第7款商工費
建 設	議第65号 令和3年度山形県一般会計補正予算(第10号)中 1 第1条第1表 繰越明許費補正 1追加中 第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項及び第2項の一部を除く 2変更中 第8款土木費

**山形県議会**  
**政治倫理向上対策検討委員会報告書**

令和4年3月8日

山形県議会政治倫理向上対策検討委員会



## 目 次

I	はじめに	1
II	政治倫理向上対策検討委員会の経過	2
III	政治倫理向上対策検討委員会における検討結果	3
1	定期的な研修会の開催について	3
2	県議会としての意思表示について	4
3	政務活動費に関する行為規範規定の追加について	6
(参考資料)		
資料 1	政治倫理向上対策検討委員会研修会資料	8
資料 2	政治倫理の向上に向けたアンケート結果	10
資料 3	政治倫理向上対策検討委員会設置要綱	13
資料 4	政治倫理向上対策検討委員会委員名簿	14

## I はじめに

本県議会では、平成28年に政務活動費の不正受給事案が発生し、これを契機に政務活動費制度のより一層の適正化等に取り組み、県民の信頼回復に努めてきた。このような中、昨年11月に再び政務活動費の不正受給事案が発覚した。

本県議会ではこのことを重く受け止め、議員の政治倫理向上と県民の信頼回復に向けた取組みを検討することを目的に、7人の委員からなる「山形県議会政治倫理向上対策検討委員会」を設置し、その際、坂本貴美雄議長からは、議員の政治倫理の向上対策についてスピード感をもって検討するよう要請された。

これを受け、本委員会では、他都道府県議会における不祥事の実態と対策事例等を調査・検証し、議員の倫理意識の向上に向け、どのように取り組んでいくべきか協議してきた。同年12月には、最初の取組みとして政治倫理に関する研修会を開催し、併せて全議員を対象にアンケート調査を実施し、一人ひとりの議員の声に耳を傾け、政治倫理向上対策について協議を重ねてきた。この度、委員会としての調査・検討が終了したことから、報告書を取りまとめた。

今後、このような事案を二度と繰り返すことがないよう、山形県議会議員一人ひとりがこの報告書の内容を尊重し、倫理意識の向上に努め、県政発展に向けて真摯に議員活動を展開していくことを切に希望するものである。

山形県議会政治倫理向上対策検討委員会委員長

金 澤 忠 一

## Ⅱ 政治倫理向上対策検討委員会の経過

	開催年月日	協議内容
第1回	令和3年 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副委員長の互選</li> <li>・ 今後の進め方について</li> </ul>
第2回	令和3年 12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会の開催について</li> <li>・ 今後の取組みの方向性について</li> </ul>
研修会	令和3年 12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「政治倫理の考え方について」 講師 都道府県議会制度研究会委員 元 全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫氏</li> <li>・ 「政治倫理の向上に向けたアンケート」実施</li> </ul>
第3回	令和4年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県議会及び全国の地方議会における主な不祥事例等について</li> <li>・ 山形県議会における政治倫理に関する規程</li> <li>・ 「政治倫理の向上に向けたアンケート」結果について</li> <li>・ 今後の取組みについて</li> </ul>
第4回	令和4年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会としての意思表示（案）について</li> <li>・ 山形県議会における政治倫理に関する規程の改正（案）について</li> <li>・ 検討結果報告書（骨子案）について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第5回	令和4年 3月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治倫理の向上に向けた宣言（案）について</li> <li>・ 山形県議会議員政治倫理要綱の一部改正（案）について</li> <li>・ 検討結果報告書（案）について</li> </ul>

### Ⅲ 政治倫理向上対策検討委員会における検討結果

以下の3項目について実施していくべきである。

#### 1 定期的な研修会の開催について

委員会の最初の取組みとして、令和3年12月17日に「政治倫理の考え方について」と題し、都道府県議会制度研究会委員で元 全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫氏を講師に迎え、全議員を対象とした研修会を開催した。

研修会後に実施した全議員を対象としたアンケートからは、「倫理全般について再認識する機会となった」「議員全員が倫理意識について共通認識を持てた」「当たり前なことでも定期的に行うことが必要」等研修会に対して好意的な意見が多く、定期的な開催を希望する意見が90%に上った。

また、研修内容については、政治倫理に限らず「政務活動費の実務」や「SNSやハラスメント」など幅広い希望があった。さらに、一般選挙後に新議員に対して政治倫理や政務活動費について理解と自覚を促すことも重要とされた。

以上のことから、改選を契機とするなど、定期的に行う研修会を開催していくことが必要である。

加えて、議員アンケートからは、政治倫理要綱改正当時には顕在化していなかったSNSへの適切な対応やハラスメントにならないような配慮が必要との意見があった。

これらを踏まえ、委員会で協議した結果、SNSやハラスメント等

が包含する内容は幅広く、議員活動においてどのような事態が想定されるか十分な議論が必要であるとの結論に達した。

SNSやハラスメント等については、今後、開催が検討される研修会のテーマの一つとして想定されるものである。

## 2 県議会としての意思表示について

この度の事案は、県民から厳しい目が注がれており、議員個人の不幸事としてとどめることなく、県議会全体として重く受け止め、襟を正していく必要がある。

県議会議員一人ひとりが公選職としての自覚と矜持を持ち、政治倫理のさらなる向上に努め、全力で議員の職務を遂行することにより県民からの信頼回復に努めていかなければならない。

議員アンケートにおいても「議員の総意とする宣言等を表明することが必要」との意見が多数あったこと等から、県民に見える形でこれを伝えていく必要があるとの合意に至った。

以上のことから、議員の政治倫理の向上を図り、県民の信頼回復に向け、議会として宣言を行うべきである。

ここに、本委員会としての案を起草する。

## 政治倫理の向上に向けた宣言

県議会は県民の信頼の上に成り立つものであり、県民の負託を受けた議員は高い倫理観と使命感を持ち、公的にも私的にも自らを厳しく律し行動しなければならない。

しかしながら、この度、本県議会議員による長年にわたる政務活動費の不正受給が明らかになった。これは、県民の信頼を損なう行為であり、決して許されるものではない。

このことを受け、我々山形県議会議員一人一人は、改めて公選職としての自覚と矜持を持ち、更に政治倫理の向上に努め、常に真摯に県民の負託と信頼に応え、全力で職務を遂行することにより、県政発展に尽くすことを固く誓うものである。

以上、決議する。

### 3 政務活動費に関する行為規範規定の追加について

議員の行為規範については、「山形県議会議員政治倫理要綱」に規定されているが、ここに政務活動費に関する個別の規定は特段設けられていない。

しかしながら、今回の事案を受け、政務活動費の適正な使用等について、改めて議員の行為規範として位置付け、「山形県政務活動費の交付に関する条例」等の規定を踏まえ、明文化すべきである。

以上のことから、「山形県議会議員政治倫理要綱」に議員の行為規範として、政務活動費の適正使用と用途の明確化を規定すべきである。

このため、委員会としての改正案を示す。

## 山形県議会議員政治倫理要綱改正後の案

### (行為規範)

第三 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。

一 議員は、県民全体の利益の実現を目的として行動する。

二 議員は、地方自治の本旨並びに山形県議会会議規則に則り、議員としての責務を全うする。

三 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う。

四 議員は、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、県民の支持と信頼を培う。

五 議員は、特定の利益を擁護することにより公共の利益を損なうことがあってはならない。

六 県の建設工事受注企業又は県の補助金等の交付団体の役員に就任している議員は、その地位を利用して当該企業又は団体の利益を擁護することがあってはならない。

七 議員は、政務活動費を適正に使用するとともに、その用途を明確にする。

八 議員は、政治倫理に関し、政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にする。





# 参 考 资 料



## 1 政治倫理向上対策検討委員会研修会の概要

議員一人ひとりがより高い規範意識を持ち、倫理意識を更に向上させるため、有識者による全議員を対象にした研修会を開催した。

- 日 時 令和3年12月17日（金）午後2時～3時
- 場 所 予算特別委員会室
- 講 師 都道府県議会制度研究会委員  
元 全国都道府県議会議長会事務局次長  
内田 一夫 氏
- 講演テーマ 「政治倫理の考え方について」

※9頁に当日資料の目次を掲載



講師 内田 一夫 氏



研修会の様子

# 政治倫理の考え方について

## 目 次

- 1 議員のコンプライアンス
- 2 政治倫理
  - (1) 政治倫理とは
  - (2) 政治倫理の対象
  - (3) 政治倫理条例の意義
- 3 ハラスメントの防止
  - (1) 議員のハラスメントの実態
  - (2) 政治分野男女共同参画推進法によるセクハラ等の禁止
  - (3) ハラスメントに対する考え方
  - (4) 議員に関するハラスメント対応の課題
  - (5) ハラスメントについての規定例
  - (6) 議員に対するハラスメント
- 4 ソーシャルメディアポリシー
  - (1) ソーシャルメディアとSNS
  - (2) SNSの長所と短所
  - (3) SNSを議員活動に活用するメリット
  - (4) SNS を利用する際の注意点
  - (5) やってはいけないことの具体例
  - (6) SNSをめぐる問題事例
  - (7) SNSの適正活用のためのルール作り
- 5 政務活動費の実務
  - (1) 政務活動費交付の目的
  - (2) 政務活動費の活用
  - (3) 政務活動費の基本的考え方
  - (4) 政務活動費の使途についての留意事項
  - (5) 留意すべき点について裁判例から学ぶ
  - (6) 議長の調査を始めとする内部監査体制の整備

## 政治倫理の向上に向けたアンケート〈集計結果〉

○実施期間 12月17日～12月21日

○回答数 39/39議員

## I 研修会について

## 1 研修会を受けた感想

	回答数	割合
① 有意義	34	87%
② どちらともいえない	5	13%
③ 有意義とは言えない	0	—

## ＜自由意見（主なもの）＞

- 政治活動の規範意識の持ち方、社会環境が著しく変化していく中で、県民から負託を受けている議員として、再度一人の人間として、倫理観をさらに向上させていくために大変有意義だった。
- 政治家としての倫理全般について再認識する機会となった。
- 長年にわたり県議会のあるべき姿を研究してきた内田さんを講師にしたことがとても良かった。政治倫理とハラスメント防止、政務活動費の意義を改めて理解することができた。
- 多岐にわたる内容を、実例を踏まえながらわかりやすく説明され勉強になった。特に、注意して活用していく必要があるSNSについても参考になった。
- SNSやパワハラの問題等、特に男女共同参画について、テーマに取り上げられて良かった。議会の役割、機能の基本と政務活動費の成り立ちについて関わった方から聞いたのはよかった。
- 前半は、政活費の経過を述べただけであり、後半の実例（使用・活用方法）を具体的に示してほしかった。

## 2 今後こうした研修会は必要だと思いますか

	回答数	割合
① 必要	35	90%
② どちらともいえない	4	10%
③ 不要	0	—

### <自由意見（主なもの）>

- 1期1回は必要。初年度や（議員を1年経験した）2年目等に開催する。
- 2年1回位。政治倫理の向上や政務活動費の運用と社会情勢の動向について等。
- 当たり前のことでも定期的を開催することが必要。
- 議員として互いに共通認識をもって自己研鑽に努めることが必要であり、県民との信頼関係をさらに保つことから引続き開催を求める。
- 問題や疑義が出た場合に臨時的に開催する研修会と定例的に行う研修会と両方あってよい。定例的研修は他自治体で問題になった事例を「べからず集」的に研修するのも一法。
- 政務活動費に否定的な考え方を持つ学者の講演等。
- 議会、議員のあるべき姿を研究している人の講演。
- 政務活動費に関する判例、全国的な課題、実務等。
- SNSやハラスメント意識は時間とともに変化していくため、時々適合した考え方を更新していく必要がある。
- 議会活性化機能強化や全国の変化、傾向、取組み状況等。

## Ⅱ 政治倫理の向上に向けた取組みについて

### 1 日頃、政治倫理について心がけていることは何ですか。

#### <自由意見（主なもの）>

- 公人としてプライバシーがないくらいの心がけをもって情報公開を徹底するよう考えている。
- 24時間議員として自覚する。
- SNS上での書き込みには意識的に注意している。
- 議会基本条例（8条）の遵守。
- 住民より選挙で選ばれた公人であることを忘れずに己を律して行動しなければならない。
- ①真実かどうか。②皆に公平か ③皆のためになるか、を念頭に公人としての自覚をもって活動・行動するように心がけている。
- 議員としての責務の重さを日々自覚し、自らの行動の一つ一つがそれに適ったものとなっているか注意して生活している。
- 自分の行動にはしっかりと責任を持ち、県民の代表として恥じぬよう、そして模範となる活動を心がけている。
- 日々、選挙で議席をいただいたことを思い出すよう心掛けています。定期的な県政報告の発行や県政報告の場を作り県民を身近に感じるよう努めている。

2 政治倫理の向上について、議会として組織でどのようなことに取り組んでいくべきですか。

(複数回答可)

	回答数
① 意思表示（宣言、決議等）	22
② 規定の見直し	12
③ その他	12
④ 取組みは不要	0

<自由意見（主なもの）>

①意思表示（宣言・決議等）について

- 議員の総意とする宣言、または、決議文をもって表明することが必要。（多数）
- 就任当初の署名。

②規定の見直しについて

- ハラスメントの規定等を含める。
- 平成15年は顕在化しなかった「ハラスメント」「ソーシャルメディアポリシー」に関して要綱（行為規範）に加え、時代の要請に合わせる。
- 見直しというよりは、規定を時代に合わせ追加する。例えば「公選職としての自覚のもと議会が作成した政務活動費の手引きを遵守する」等の文言を行為規範に入れてもよいと思う。

③その他について

- 個人個人の倫理観を持った行動を日ごろから実践することが大事。
- 県民からの信頼回復に向けあらゆる手立てを尽くすべき。
- 県議会全体で奉仕活動、社会貢献活動などを行い、規範意識の醸成、倫理向上を図る。



## 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 議員の政治倫理の向上を図り県民の信頼を回復するため、本県議会内に山形県議会政治倫理向上対策検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 山形県議会議員政治倫理要綱第9に定める研修等に関する事。
- (2) その他、県議会議員の政治倫理の向上等の取組みに関する事。

### (構成)

第3条 委員会は、議長が指名する議員7人をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委員会が検討を終了するまでとする。

### (会議)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会において互選する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

### (報告)

第5条 委員長は、検討結果を議長に報告するものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において協議して決定する。

附 則 この要綱は、令和3年11月29日から施行する。

## 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会委員名簿

令和3年11月29日（議席順による）

委員長 金澤 忠一

副委員長 高橋 啓介

委員 吉村 和武

委員 森谷 仙一郎

委員 小野 幸作

委員 舩山 現人

委員 田澤 伸一

# 山形県議会政務活動費制度に関する 検討結果報告書

令和4年3月8日

山形県議会政務活動費等検討委員会



# 政務活動費制度に係る検討結果

## 1 検討の趣旨

本県では、平成28年に政務活動費の不適切な事案が発生し、事前点検の徹底と使途の透明性の確保、制度の周知徹底などの見直しを図り、政務活動費制度のより一層の適正化に取り組んでいた。このような中で、昨年11月に再び政務活動費の不適切な事案が発生した。

事案の発生を受け、坂本貴美雄議長から本検討委員会に対し、政務活動費制度の在り方を含め、適正な処理を行うための運用方策の検討を行うよう要請があった。

これを受け、本検討委員会において、人件費及び事務所費の運用の見直し、情報公開の在り方、精算払いの可能性、会派及び議員等の責務の在り方などについて順次検討を進めてきた。

## 2 検討の経過

### (1) 第1回委員会

◆開催年月日

令和3年11月29日（月）

◆協議事項

- ・元議員の政務活動費の不正受給等について

### (2) 第2回委員会

◆開催年月日

令和3年12月10日（金）

◆協議事項

- ・人件費及び事務所費の適正支出に向けた取扱いについて
- ・政務活動費制度を巡る主な論点について

### (3) 第3回検討委員会

◆開催年月日

令和3年12月20日(月)

◆協議事項

- ・人件費の運用の見直しについて
- ・領収書等のホームページ公開について
- ・研修会の実施について

### (4) 第4回検討委員会

◆開催年月日

令和4年1月20日(木)

◆協議事項

- ・人件費及び事務所費の運用の見直しについて
- ・精算払いについて

### (5) 第5回検討委員会

◆開催年月日

令和4年2月21日(月)

◆協議事項

- ・人件費及び事務所費の運用の見直しについて
- ・精算払いの可能性について
- ・会派等の関与について
- ・検討結果報告書案の骨子(案)について
- ・条例、手引等の改正案について

### (6) 第6回検討委員会

◆開催年月日

令和4年2月28日(月)

◆協議事項

- ・検討結果報告書案について
- ・条例、手引等の改正案について

### 3 検討結果

以下の各項目について令和4年度から実施することが適当である。

#### (1) 会派及び議員の説明責任並びに経理責任者の指導監督

会派及び議員の多くは、政務活動費の交付の趣旨や用途の説明責任について当然認識したうえで議員活動をしているが、この度、再び政務活動費の不適切な事案が発生し、県民の信頼を大きく裏切ったことは極めて重大である。

このことを踏まえ、会派及び議員に自覚を促すために、改めて政務活動費の交付の趣旨や用途の説明責任を明文化することとする。

また、会派内での牽制機能が働くようにするために、経理責任者が所属する議員へ指導監督することを明文化することとする。

#### (2) 確実な事前点検を担保するための新たな仕組みの導入

##### (山形方式精算払い：四半期単位の事前審査・後交付)

現行の四半期ごとの事前点検は、手引に明記して義務付けたにもかかわらず、必ずしも全議員から提出されてはいない。

また、政務活動費の交付にあたっては、四半期ごとに3カ月分を先に交付し、使われなかった分を返還する「前払い」制となっている。一般的に、経費は事後に実費精算する「後払い」制となっていることから、世論等から政務活動費の「使い切り」について問題提起がなされている。

これらの状況を踏まえ、確実な事前点検を担保するために、山形方式精算払いを導入することとし、政務活動費の交付にあたっては、前3カ月分の収支報告書(事前点検の書類)を提出した後に交付申請することができる仕組みを導入することとする。

#### (3) 領収書等のホームページでの公開 ※令和4年度支出分から実施

会派及び議員から提出された収支報告書及び領収書を含む添付書類については、現在、何人も閲覧することができる状況にある。また、収支報告書のうち「収支の状況」について、山形県議会ホームページにおいて公開されている。

これに加え、より透明性を確保するため、領収書等についても、山形県議会ホームページにおいて公開することとする。

#### **(4) 人件費の適切な支出の確保**

この度の政務活動費の不適切な事案においては、支払い事実がなく、勤務実態がない人件費が支出されていた。

このような不適切な事案を未然に防止するために、以下の新たな取り組みを実施することとする。

##### **①給料等の口座払い**

現金を取扱う機会を減らし事故を未然に防止するとともに支払状況を確認できるよう、「口座払い」により第三者（銀行等）を介在させて行うこととする。

##### **②雇用状況報告書の作成及び本人確認書類の添付**

雇用状況を明らかにするため、雇用状況報告書を作成し証拠書類として提出することとする。また、職員を確実に捕捉するために本人確認書類を添付することとする。

##### **③勤務実績表の作成**

勤務実態を明らかにするため、勤務実績表を作成し証拠書類として提出することとする。

#### **(5) 事務所費の適切な支出の確保**

この度の政務活動費の不適切な事案においては、事務所の状況が十分に把握されておらず、按分割合の錯誤により、誤った金額の事務所費が支出されていた。

このような不適切な事案を未然に防止するために、事務所状況を明らかにしたうえで適切な按分割合が選択できるよう、事務所状況報告書を作成し証拠書類として提出することとする。

#### **(6) 定期的な研修会の実施**

政務活動費の適切な運用が継続して図られるよう、議員及び事務職員を対象に定期的に研修を実施することとする。



また、研修会を実施するにあたっては、議会事務局が本人確認書類を用いて、事務職員と面談を実施し雇用状況を確認することとする。

#### 4 令和4年度以降に検討を要する事項

##### (1) 領収書等のホームページでの公開に当たっての書類の範囲について

ホームページシステムの容量の問題等も踏まえながら、公開する書類の範囲等を検討すること。

##### (2) 判例研究

###### ① 県政報告誌の取扱いについて

これまでの判例や他都道府県の事例を踏まえながら、県政報告誌の内容に応じた適切な取扱いについて検討すること。

###### ② 酒食を伴う懇親会の取扱いについて

平成24年政務調査費訴訟（平成22年度支出分）の山形地方裁判所の判決結果を踏まえながら、酒食を伴う懇親会の経費の取扱い等について検討すること。

##### (3) 政務活動費の収支を明らかにする専用口座の導入について

政務活動費に係る収入と支出を明確にすることを目的に専用口座での管理ができないかについて検討すること。



# 山形県議会政務活動費等検討委員会

## 委員名簿

委員長	伊藤重成	(自由民主党)
副委員長	松田敏男	(県政クラブ)
委員	今野美奈子	(県政クラブ)
委員	加賀正和	(自由民主党)
委員	鈴木孝	(自由民主党)
委員	榎津博士	(自由民主党)
委員	志田英紀	(自由民主党)

(※正副委員長以外は議席番号順)

# 山形県議会デジタル化推進会議 中間報告書

令和4年3月11日

山形県議会デジタル化推進会議

## 目 次

<b>1 はじめに</b> . . . . .	<b>1</b>
(参考) 令和3年2月16日会派協議会資料 . . . . .	2
<b>2 中間報告</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 県議会におけるデジタル化を取り巻く現状と課題 . . . . .	3
(2) デジタル化により県議会が目指すべき姿 . . . . .	3
(3) 議会のデジタル化に係る各項目の検討・評価等 . . . . .	3
① ICTを活用した議会審議の充実 . . . . .	3
(ア) タブレット導入による議会活動の充実 . . . . .	3
(イ) オンライン会議の導入 . . . . .	5
② 議会棟のデジタル化による機能強化、サービス向上 . . . . .	5
(ア) 通信環境の整備 . . . . .	5
(イ) 可動式大型ディスプレイの設置 . . . . .	5
(ウ) 議会棟、執務室等への入庁制限強化 . . . . .	6
(エ) 議会中継設備の改善 . . . . .	6
<b>3 検討の経過</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 県議会におけるデジタル化を取り巻く現状と課題 . . . . .	7
(2) デジタル化により県議会が目指すべき姿 . . . . .	8
(3) 本会議・委員会等への音声・映像記録機器の持込について . . . . .	9
(4) ICTを活用した議会審議の充実に向けた検討 . . . . .	10
① タブレット活用による議会活動の充実 . . . . .	10
② ペーパーレス会議システム導入にあたっての視点 . . . . .	13
(5) 可動式ディスプレイを使用した予算特別委員会の質疑 . . . . .	14
(参考)	
○山形県議会デジタル化推進会議委員名簿 . . . . .	18
○山形県議会デジタル化推進会議審議経過 . . . . .	19

## 1 はじめに

本県議会におけるデジタル化については、令和元年度に、既にタブレット端末等を導入していた県内市町村議会や複数の県議会の先進事例調査を行い、本県議会で導入可能と思われる各種先進パターンをとりまとめるとともに、財源の確保や費用対効果、導入目的などについて引き続き検討していくこととした。

また、導入目的の検討にあわせ、「ペーパーレス化の推進」としていた課題設定を「タブレット端末等ICT機器の導入による議員活動の強化」へと変更する必要があるとされた。

その後、政府が国、地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化させる方針を示したことにより、現在、地方公共団体のデジタル化への推進は喫緊の課題となった。

現在、地方公共団体のデジタル化は行政手続のオンライン化等、一定程度進んでおり、他の自治体議会では、行政の高度化に対応しつつ、ICTを活用した議会運営の取組みが進められてきている。

本県議会においては、令和3年2月16日に今後検討する必要がある課題を抽出し、このうち次ページに記した「議会のデジタル化」についてを、「山形県議会デジタル化推進会議」を新設し、協議及び試行を重ねながら各検討項目について、審議してきた。

今年度、検討した内容を取りまとめたため中間報告する。

山形県議会デジタル化推進会議  
座長 小松 伸也

# 会派協議会から検討を要請された項目

令和3年2月16日

## 今後検討する必要がある課題と検討の場

課題の種類と検討すべき項目（想定）	検討の場
<p><b>1. 議会のデジタル化</b></p> <p>(1) ICTを活用した議会審議の充実</p> <p>① タブレット導入による議会活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議会事務局からの通知、議運資料のペーパーレス化</li><li>・執行部からの情報伝達の効率化、ペーパーレス化</li><li>・常任委員会等における資料確認</li><li>・委員会質疑や県政報告等への活用（画像や文書データ） など</li></ul> <p>② オンライン会議の導入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委員会、協議・調整の場、研修会への導入</li><li>・議会棟内、又は議員自宅での活用 など</li></ul> <p>(2) 議会棟のデジタル化による機能強化、サービス向上</p> <p>① 通信環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議会棟内におけるWi-Fi環境の整備 など</li></ul> <p>② 可動式大型ディスプレイの設置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・正面玄関で議会の日程や概要の表示（傍聴者や見学者への説明にも活用）</li><li>・予算特別委員会室等で質疑での画像や文書データの表示</li><li>・会派控室やロビーで本会議や予算特別委員会の中継</li><li>・議会ギャラリーで展示物を紹介 など</li></ul> <p>③ 議会棟、執務室等への入庁制限強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北棟受付での入退室管理体制（ID認証や監視カメラ等）の整備</li><li>・入退室管理体制と連動した新たな登庁表示システムの構築 など</li></ul> <p>④ 議会中継設備の改善</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議場、予算特別委員会室の映像送出システムのデジタル化への移行</li><li>・ホームページ等の広報の充実 など</li></ul> <p>———— 以下、省略 ————</p>	<p>新たな協議・調整の場</p>

令和3年2月16日会派協議会資料から

## 2 中間報告

### (1) 県議会におけるデジタル化を取り巻く現状と課題

- ① 地方自治体におけるデジタル化の動き
- ② 議案をはじめとする各種資料の紙媒体による配付
- ③ 平時、緊急時を問わない議会機能の確保

### (2) 現状と課題を踏まえたデジタル化により県議会が目指すべき姿

- ① デジタル技術を最大限活用できる環境の整備
  - (ア) デジタル化による議員活動の高度化
  - (イ) 議会棟のデジタル化による機能強化及び県民サービスの向上
- ② ICTを活用した議会審議の充実
  - (ア) ICTを活用した政策提言・政策立案機能の強化
  - (イ) ペーパーレス化による議会運営の効率化
- ③ 災害時における議会機能の確保

### (3) 議会のデジタル化に係る各項目の検討・評価等

#### ① ICTを活用した議会審議の充実

##### (ア) タブレット導入による議会活動の充実

###### (a) 電子メールを活用した速やかな情報提供

従来、全議員へ一律に提供する情報・資料は、各議員の希望に応じてFAX、電子メールの手法で提供している。今後、電子メールを活用し、速やかに情報を提供していくことを目指し、検証した。

###### ○試行方法

- ・委員への電子メールを活用した情報提供を試行（R3.11～）。
- ・全議員への電子メールを活用した情報提供を試行（R4.1～）。
- ・アンケートによる課題整理。

###### ○評価・課題

- ・いつでも情報を取得できて利便性が高い。
- ・情報提供のルールづくりが必要。
- ・提供する情報の種類について検討が必要。
- ・当面はFAXとの併用も必要。

#### 【今年度評価】

導入すべきである。  
但し、解決すべき課題がある。

#### 【今後の検討・進め方】

- ・継続検討。
- ・全議員を対象とした試行の継続。



(b) 文書・資料等を共有するシステムの活用

議会資料や議員への提供資料等をデジタル保存して共有し、いつでも、どこでも、手持ちのスマートフォンやパソコン、タブレットから情報を取り出すことができる仕組みを目指し、検証した。

○試行方法

- ・委員に文書共有システムの利用環境を準備。
- ・試行期間中（R4.1.21～3.25）、全議員へ一律に提供される情報・資料は、併せて、文書共有システムにも保存。委員は電子メールで情報を受け取る一方で、システムでも閲覧できる環境を整備。

○課題・評価

- ・いつでも資料、情報の閲覧が可能であり、便利である。
- ・保存する資料の種類を検討する必要がある。
- ・資料の保存方法の工夫が必要である。
- ・類似システムとの比較・検討が必要である。

**【今年度評価】**

導入に向けて検討・試行すべき。  
但し、解決すべき課題がある。

**【今後の検討・進め方】**

- ・継続検討。
- ・全議員を対象とした試行の実施。

(c) タブレットを活用したペーパーレス委員会の開催

会議資料をデジタル共有した会議を目指し、課題を検証していく。

○試行方法

- ・委員を対象とし、商工労働観光常任委員会（R3.12.16開催）の実際の進行に準じて模擬会議を実施。
- ・模擬会議は、紙媒体と電子媒体それぞれの資料を用いて順次実施。
- ・紙媒体による模擬会議は、従来通り、紙資料で実施。
- ・電子媒体による模擬会議は、デジタル化した会議資料をタブレットで共有して実施。

○課題・評価

- ・資料説明箇所を探す手間が減り、審議時間の効率化が図られる。
- ・タブレットの操作に慣れが必要。
- ・当面は紙資料との併用、運用の工夫とサポート等が必要。

**【今年度評価】**

導入に向けて検討・試行すべき。  
但し、解決すべき課題がある。

**【今後の検討・進め方】**

- ・継続検討。
- ・全議員を対象とした試行の実施。

(イ) オンライン会議の導入

【今年度評価、今後の検討・進め方】

危機管理上、必要との意見があった一方で、導入には具体的・実務的課題もあることから、今後の更なる検討が必要。

② 議会棟のデジタル化による機能強化、サービス向上

(ア) 通信環境の整備

【今年度評価、今後の検討・進め方】

建物の構造、利用するサービス等を踏まえ、今後の更なる検討が必要。

(イ) 可動式大型ディスプレイの設置

予算特別委員会において分かりやすさと説得力を高めるため、画像・大型ディスプレイを活用した質疑を試行し、課題を検証した。

○試行方法

- ・大型ディスプレイを2台設置し、動画（音声なし）で試行（R 3.12）。
- ・大型ディスプレイを3台設置し、静止画で試行（R 4.3）。
- ・アンケートによる課題整理。

○課題・評価

- ・質疑の分かりやすさから、今後も実施すべき。
- ・音声の有無、画像の使用許可等を含め、ルールの整備等が必要。

【今年度評価】

導入すべきである。

但し、以下のルール整備等が必要である。

- ・画像資料等の予算特別委員会等での使用許可  
手続
- ・ディスプレイ表示に係る端末操作者
- ・資料に用いる画像等の著作権者等からの承諾
- ・音声の有無
- ・画像・音声がある際の質疑内容の会議録等への記録
- ・質疑中のトラブル発生時の対処 等

また、質疑で用いない場合は、議会棟入口付近に設置して議会日程の表示等を行い、来庁者にかかれた環境整備が必要である。

【今後の検討・進め方】

試行継続。

但し、導入にあたっては静止画、動画又は音声の有無等、多様な資料を想定した許可手続等のルール検討が必要。

また、質疑で用いない場合の来庁者向け環境整備の検討が必要。

(ウ) 議会棟、執務室等への入庁制限強化

**【今年度評価、今後の検討・進め方】**

議会棟、執務室等の管理体制については、各議員の理解を得ながら、議会棟全体のあり方検討の中で、今後の更なる検討が必要。

(エ) 議会中継設備の改善

**【今年度評価、今後の検討・進め方】**

大規模改修を要するため、議会中継方法も含めた、今後の更なる検討が必要。

### 3 検討の経過

#### (1) 県議会におけるデジタル化を取り巻く現状と課題

県議会におけるデジタル化を取り巻く現状と課題を以下のとおり整理した（第2回会議）。

##### 1 地方自治体におけるデジタル化の動き

- ・政府は、国・地方を通じたデジタル・ガバメントの構築を加速化させており、地方公共団体のデジタル化の推進は喫緊の課題となっている。
- ・近年、他の地方自治体議会では、こうした課題の解決に向けて、ICTを活用した議会運営の取り組みが進められてきている。

⇒現時点において、本県議会はデジタル化の環境が整っておらず、また、議会内部のデジタル化に向けた機運の醸成、運用ルールの整備、デジタル化に関する費用対効果の検証が必要である。

##### 2 議案をはじめとする各種資料の紙媒体による配付

- ・県議会の審議に用いられる議案をはじめとした各種資料は、紙媒体により議員ごとに大量に印刷され、その都度、執行部及び事務局が執務室等へ配付している。
- ・また、これらの資料の管理・保管も容易ではない。

⇒紙媒体資料にかかるコスト、具体的には、紙代・印刷代・人件費等が発生しており、ペーパーレス化による業務の効率化、経費の削減が求められる。また、議会審議にあたっては、様々な情報に基づいた検討が必要であり、議員活動の利便性向上に向けた情報の管理が必要である。

##### 3 災害時等における議会機能の確保

- ・現行の委員会条例においては、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができず、災害時やコロナ禍により、委員会へ出席することができない場合、委員会を開催することができない。
- ・地方議会は住民の声を議会審議に反映させる責務があり、危機のときほど住民から多くの声が出てくるため、それを受け止め活動することが求められる。新型コロナウイルス感染症等によって、現地への参集が難しい場合、その責務を十分に果たせない可能性がある。

⇒近年、豪雨災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまでに経験したことのないような状況が発生し、県議会としても危機管理への対応が求められており、平時・緊急時を問わない議会機能の確保が必要である。

## (2) デジタル化により県議会が目指すべき姿

県議会におけるデジタル化を取り巻く現状と課題を踏まえ、デジタル化により県議会が目指すべき姿を以下のとおり整理した（第3回会議）。

### 1 デジタル技術を最大限活用できる環境の整備

#### (1) デジタル化による議員活動の高度化

デジタル化の導入にあたっては、議員活動の高度化に向けて、全議員が恩恵を享受できるよう、デジタル・インクルージョンの視点や科学的根拠を踏まえた政策評価等を意識しながら行うものとする。

#### (2) 議会棟のデジタル化による機能強化及び県民サービスの向上

議会棟内部の通信環境の整備、オンライン会議に向けた可動式ディスプレイの導入等を推進し、デジタル機器を活用した円滑な議会運営や、傍聴しやすい環境の整備を図る。

### 2 ICTを活用した議会審議の充実

#### (1) ICTを活用した政策提言・政策立案機能の強化

資料管理・保管の効率化によって、議員活動の利便性を向上させ、データに基づく政策提言・政策立案機能の強化を図る。

#### (2) ペーパーレス化による議会運営の効率化

議会資料のペーパーレス化によって、紙媒体資料にかかるコスト（具体的には、紙代・印刷代・人件費等）の削減及び業務の効率化並びに環境負荷の軽減を図る。

### 3 災害時における議会機能の確保

近年、豪雨災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、これまでに経験したことのないような状況が発生し、県議会としても危機管理への対応が求められている。

地方議会は住民の声を議会審議に反映させる責務があり、危機のときほど住民から多くの声が出てくるため、それを受け止め活動することが求められることから、平時・緊急時を問わない議会機能の確保に向けて、オンライン委員会等の開催について検討する。

各委員からは、以下の意見も出された。

- ・ペーパーレスだけを目指すのでは意味がない。便利であることを伝える必要がある。
- ・デジタル化への移行には緩和期間を設ける必要がある。
- ・デジタル化への移行には執行部側の取組みも踏まえて検討する必要がある。
- ・ソフト、ハードの整備だけではなく、運用についても考えていくべき。

### (3) 本会議・委員会等への音声・映像記録機器の持込について

議会デジタル化には本会議場等への電子機器の持込みの検討が必要なことから、以下の会派間の申し合わせ等について確認と意見交換を行った。

デジタル化推進の観点から、今後、取組内容等を検討する中で、必要に応じて見直し箇所を提案することを確認した（第4回会議）。

#### (参考) 音声・映像記録機器の取扱いに係る会派間の申し合わせ事項等

##### 議員の音声・映像記録機器の取扱いについて（平成27年6月22日会派協議会）

- (1) 本会議・委員会においては、音声・映像記録機器（録音機、カメラ、パソコン、タブレット端末、携帯電話等音声・映像を記録する機能を持つ機器全般）は使用しないものとする。  
なお、持ち込む場合においては、マナーモードにするなど音がしないよう配慮するものとする。
- (2) 協議又は調整を行うための場や地域議員協議会においては、本会議・委員会に準じた取扱いとする。
- (3) 委員会現地調査における音声・映像記録機器については、あらかじめ委員長が認めた場合にのみ使用することができるものとする。
- (4) その他、議会主催の各種会議・行事等においても、3に準じた取扱いとする。
- (5) 議員活動の中で、対外的に音声・映像記録機器を使用する際は、相手方の了承を得るなど、良識の範囲内でこれを使用するものとする。

#### <参考：山形県議会会議規則>

##### （品位の尊重）

第103条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

##### （新聞等の閲読禁止）

第108条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

各委員からは、以下の意見も出された。

- ・会議規則は改正せず、許可された場合は認める例外の規定を設けてはどうか。
- ・どういった場合に認めるのか、その範囲を明確にするのは難しいのではないか。
- ・議会中には議会に関連するもの以外は使用しないということではないか。
- ・デジタル機器の使用を踏まえ、今後、見直すべきである。

#### (4) ICTを活用した議会審議の充実に向けた検討

##### ① タブレット活用による議会活動の充実

ICTを活用した議会審議の充実にを図るため、各種資料の提供方法及び使用端末の所有形態、ペーパーレス会議システム（※）導入の留意点等について以下のとおり検討した（第3回会議）。

##### (7) 提供手法

ICTを活用した各種資料の提供方法については、本県の状況及び他県の取組状況を参考にすれば、概ね、以下の方法があり、それぞれのメリット及びデメリットについて整理した。

	提供手法	メリット	デメリット
ア	ペーパーレス会議システム	○体系的な資料整理が可能 ○閲覧にあたって視認性が高い ○資料検索機能が充実	▲導入経費、ランニングコストがかかる
イ	電子メール	○導入コストなし ○操作が容易	▲提供資料の整理が必要 ▲必要な情報が埋没するおそれがある ▲メール添付可能なデータ容量に限りがある
ウ	ホームページへの掲載	○体系的な資料整理が可能 ○導入経費、ランニングコストが抑えられる	▲（ホームページへ）アクセスする必要がある

##### ※ 「ペーパーレス会議システム」

従来は紙にプリントアウトしていた文書や資料をデジタル化し、タブレットやパソコンなどで共有して会議開催を可能とするシステム。用途を拡大して、過去の会議資料や連絡文書を保存、利用者間で共有することも可能。

### (イ) 閲覧端末

提供資料を閲覧する端末の所有形態は、「A 配付端末」又は「B各自所有の端末」が考えられる。それぞれのメリット及びデメリットについて整理した。

	閲覧端末	メリット	デメリット
A	配付端末	○同一端末のため、動作確認が容易	▲導入経費、ランニングコストがかかる
B	各自所有の端末	○導入コストなし	▲端末によっては動作不具合が生じるおそれがある (端末を持っていない場合の対応が必要)

### (ウ) 所有形態と費用負担の考え方について

現在の政務活動費制度を利用した場合、タブレット端末等の導入時費用負担は以下のとおりである。

使用範囲	負担率等	負担率	使用制限
議会活動にのみ使用		公 費 10/10	議会活動にのみ使用
議会活動に使用 政務活動に使用		議 員 1/2 政務活動費 1/2	議会活動及び政務活動にのみ使用 議員活動専用であることの申告が必要
議会活動に使用 政務活動に使用 その他（私用、政党活動、後援会活動、選挙活動）に使用		議 員 3/4 政務活動費 1/4	制限なし

タブレット端末を公費負担で導入又は導入予定の議会（20 議会（令和3年10月時点）のうち、ほとんどの議会でタブレットの使用範囲は「本会議や委員会など議会活動に限定した利用」に制限しており、その場合の利用イメージは以下のとおり。

- ・私的利用、政務活動での利用、それ以外の活動（政党活動、後援会活動、選挙活動）での利用禁止。
- ・個人所有のタブレットとは別に持ち歩く必要がある。
- ・写真、メモ、メール等の情報が別々の端末に保存され、情報管理が煩雑になる。
- ・議員個人で新たにアプリケーションを自由に追加することはできない。
- ・使い慣れた機種と異なる場合、操作には慣れを要する。



(イ) 主な提供資料の電子データによる提供に向けた検討

現在、各議員に提供している主な資料は以下のとおりであり、「電子データによる提供」を検討するにあたっては、「現状においても対応可能性あり」と「将来的に対応可能性あり」に分類できる。

「対応可能性あり」とした資料も提供者側（執行部等）との調整は必要であるが、可能なところから進めていかなければならない。

区分	各資料	電子データによる提供	
		◎ (対応可能性あり)	○ (将来的に対応可能性あり)
本会議	執行部提出資料(議案書、決算書等)		◆
	事務局配付資料 (議事日程、会議順序表等)		◆
	報告・説明資料(法人の経営状況説明書、議案説明会資料等)		◆
常任・ 3特別 委員会	執行部説明資料		◆
	事務局配付資料(席次表、付託表等)		◆
	委員外議員配付資料	◆	
議会運営 委員会	委員配付資料		◆
	委員外議員配付資料	◆	
会議規則 によるもの	招集通知(定例会、臨時会、委員会)	◆	
	会議録	◆	
各種会議	会議資料	◆	
その他	執行部からの議員提供資料	◆	
	事務局からの議員連絡資料	◆	
	議会報	◆	

※二重線枠内は、電子データによる提供に先行して取組むことが可能な資料

## ② ペーパーレス会議システム導入にあたっての視点

提供方法に挙げられたペーパーレス会議システムについては、各県議会でも導入が進む一方、会議資料としては依然として紙資料との併用を継続する県もあることから、導入にあたっては以下の視点を持つことが重要であることを確認した（第4回会議）。

### 1 導入目的の明確化

資料の管理・保管の効率化による議員活動の利便性の向上、データに基づく政策提言・政策立案機能の向上に資すると共に、紙媒体資料に要するコストの削減及び環境負荷の軽減を図ること。

また、平時・緊急時を問わない議会機能の確保に向けたオンライン委員会についても視野に入れたものであること。

### 2 コスト削減及び事務負担の軽減の実現性

タブレット端末等やペーパーレス会議システムの導入経費及び通信経費等のランニングコストと現状要している経費等との比較検討を行い、県民の理解が得られるものであること。

### 3 セキュリティ対策の徹底

タブレット端末等を介して情報を共有することからパスワードによる閲覧制限や外部転送・ダウンロードの禁止など、セキュリティレベルの設定及び使用ルールの策定による情報漏洩対策が可能であること。

### 4 誰もが使える操作性の確保

タブレット端末等の操作レベルには議員間の差が想定されることから、分かりやすく、使いやすい仕様であること。

また、機器トラブルや通信障害等が発生した場合の対策が講じられていること。

### 5 閲覧資料の利便性

画面表示機能、メモ機能及び文書検索機能など利便性の高い機能が備わっており、紙の資料と同様に議会審議への対応が可能であること。

各委員からは、以下の意見も出された。

- ・議員に提供される資料は、県民に示される資料であり、公表されるものであることも踏まえて検討すべき。
- ・システム内の運用は、先行導入した自治体によっても様々であり、執行部等が対応可能かを踏まえて資料の保存方法等を決定する必要がある。

## (5) 可動式ディスプレイを使用した予算特別委員会の質疑

予算特別委員会では、言論による質疑を基本としながら、現行においても写真やグラフなどの画像資料を補助的に活用し、質疑を行っている。

今回、議会におけるデジタル化の一環として、より分かりやすく、より説得力のある質疑の実現を目指すため、可動式ディスプレイを使用した質疑を試行した。

### ① 試行（1回目）実施概要

ア 日時 令和3年12月13日（月）予算特別委員会2日目

イ 場所 予算特別委員会室

ウ 実施者 県議会デジタル化推進会議 矢吹栄修 委員

エ 方法

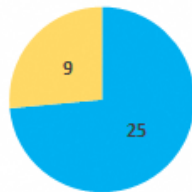
- ・質疑者席付近にディスプレイを2台設置した。
- ・画像資料については動画を含み、音声を除いて表示した。
- ・ディスプレイの端末操作は質疑者が行った。
- ・試行を踏まえ、議員等にアンケートを実施し、ルールづくりや課題等をさらに整理し、県議会デジタル会議で検討を行った。

## オ アンケート集計結果

### 可動式ディスプレイ試行に係るアンケート集計結果

日 時：令和3年12月13日(月) 予算特別委員会(2日目：矢吹委員)  
 試行内容：可動式ディスプレイを2台、質疑者席に設置し、動画(無音声)で試行  
 有効回答：34名

#### 【質問1】 ディスプレイを活用した質疑に対してどのように感じたか



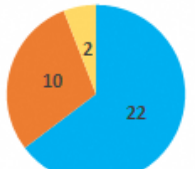
■ 分かりやすくて良い  
 ■ どちらでもない

#### <主な意見>

- ・視覚からの情報は印象に残りやすい
- ・映像を使うのであれば音声が必要。音声がなければ静止画と同じ
- ・音声があると理解が深まる

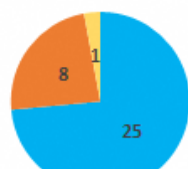
#### 【質問2】 ディスプレイの見やすさはどうか

##### (1)見やすさ



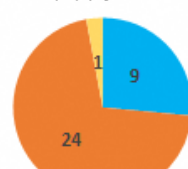
■ 問題なく見えた  
 ■ 見えにくい  
 ■ 無回答

##### (2)大きさ



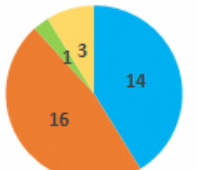
■ 適当  
 ■ 小さい  
 ■ 無回答

##### (3)高さ



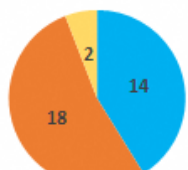
■ 適当  
 ■ 低い  
 ■ 無回答

##### (4)台数



■ 適当  
 ■ 少ない  
 ■ 多い  
 ■ 無回答

##### (5)設置場所

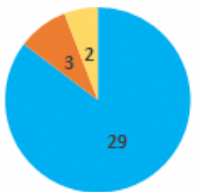


■ 適当  
 ■ 適当でない  
 ■ 無回答

#### <主な意見>

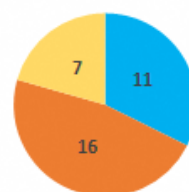
- ・概ね問題なく見えたが、位置によっては見えにくいところがある
- ・執行部席の後方又は議員に向かって左右に2台あるとよい
- ・傍聴者に配慮し、傍聴席付近にも必要

#### 【質問3】 今後、質疑に映像を用いることについて



■ 動画と静止画の両方可  
 ■ 静止画のみ可  
 ■ 無回答

#### 【質問4】 今後、質疑に音声を用いることについて



■ 音声なしとすべき  
 ■ 音声ありとすべき  
 ■ 無回答

#### <主な意見(課題)>

- ・わかりやすいことが大事なので、動画・静止画の両方が必要。音声は補助資料扱いで会議録には記録しないことかどうか
- ・資料が効果的であればあるほど、会議録との落差が大きくなり、議事録のあり方についての検討が必要
- ・静止画の数や動画の時間を制限するなど動画等を使う場合のルールを作る必要がある
- ・映像内容の事前審査が必要ではないか。また、責任の所在など課題がある
- ・災害現場の写真等、議論になっている画像を取り入れるのも良いと思う。
- ・音声ありとした場合、質問の趣旨と音声とが合致するのかが疑問。また、議論の雰囲気は損なわれてしまいそう(その他)
- ・各委員にタブレット 端末があるとよい
- ・デジタル化は進めるべきと思うが、段階的に試行、修正しながら実施すべき

## ②試行（２回目）実施概要

ア 日時 令和４年３月３日（木）予算特別委員会 １日目

イ 場所 予算特別委員会室

ウ 実施者 県議会デジタル化推進会議 柴田正人 委員

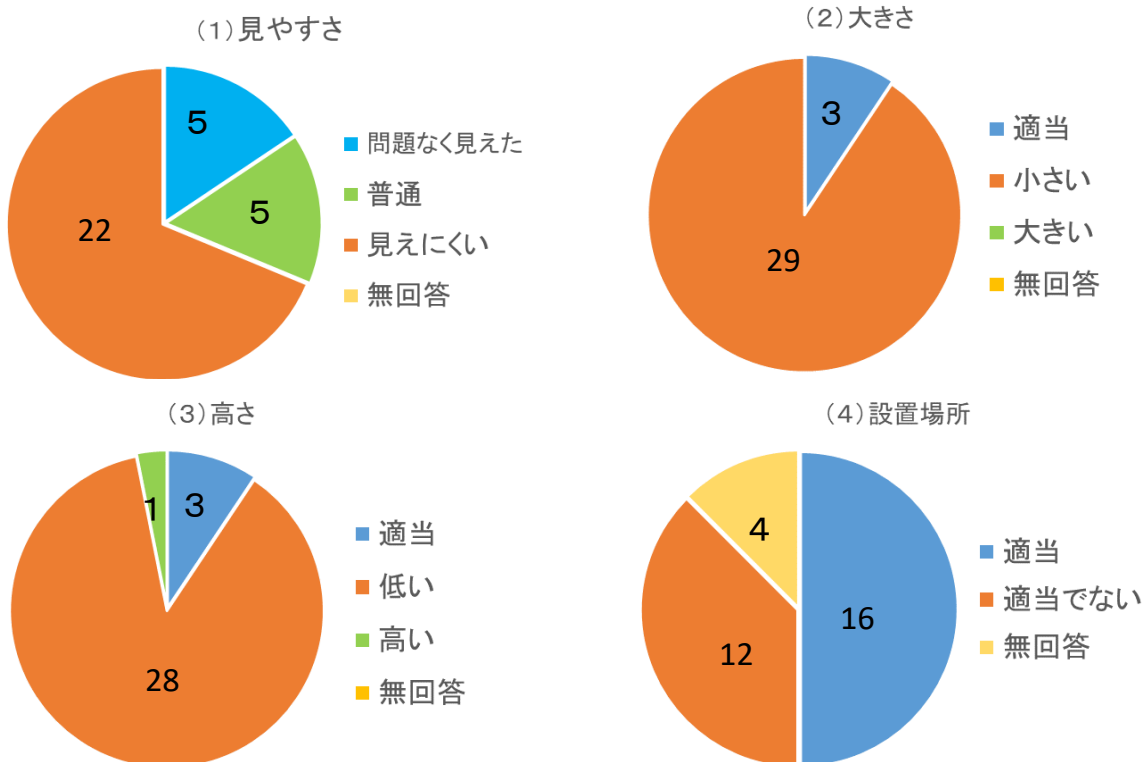
エ 方法

- ・質疑者席付近にディスプレイを２台設置したほか、委員席最前列南側にも１台設置した。
- ・画像資料については、静止画（無音声）を表示した。
- ・ディスプレイの端末操作は、質疑者が予算特別委員会委員１名の協力を得て行った。 等

## 可動式ディスプレイ試行に係るアンケート集計結果

日 時：令和4年3月3日(木) 予算特別委員会(1日目:柴田委員)  
試行内容：可動式ディスプレイを質疑者席側に2台、廊下側に1台設置し、静止画(無音声)で試行  
有効回答：32名

### 【質問1】ディスプレイの見やすさはどうか



#### <主な意見>

- ・全体的に見えにくい。配付資料がなければ理解度が半減する。
- ・ディスプレイで説明する小さな文字が見えない。映像化するには簡略的にまとめた方が良い。
- ・ディスプレイには絵やグラフ写真を提示し、課題等を提示してほしい。
- ・小さくとも良いので台数を増やすか、手元のタブレットへ転送すれば、大きさ、高さ、設置場所の問題は生じない。
- ・正面に配置すべき。
- ・画面を大きく、もう少し高く設置してほしい。
- ・後方席からは見えにくい。

### 【質問2】その他、気づいた点

- ・各議員は手元のタブレットで映像を見られるようにすれば、傍聴席側はディスプレイでも良い。
- ・デジタル資料作成にはサポート体制を設けてほしい。
- ・今回は写真が多く、その方が説明補助として良かった。グラフは○。
- ・提示する資料には、見える大きさの文字やグラフ等に関り活用すべき。

## 山形県議会デジタル化推進会議委員名簿

(令和4年3月9日現在)

座長	小松伸也
副座長	吉村和武
委員	菊池大二郎
委員	相田光照
委員	柴田正人
委員	佐藤 聡 (～R3.7.2)
委員	矢吹栄修
委員	石黒 覚 (～R3.10.10)
委員	鈴木 孝 (R3.10.11～)
委員	船山現人 (R3.8.17～)

(※正副座長以外は議席番号順)

## 山形県議会デジタル化推進会議審議経過

回数	開催年月日	主な検討事項
1	令和3年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討経過について</li> <li>・デジタル化推進会議の目的と進め方</li> <li>・都道府県議会のデジタル化の状況等</li> </ul>
2	令和3年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県執行部のデジタル環境について</li> <li>・都道府県議会デジタル化専門委員会報告書について</li> </ul>
3	令和3年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化により県議会が目指すべき姿について</li> </ul>
4	令和3年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス会議システムの導入について</li> <li>・音声・映像記録機器の取扱いに係る申し合せについて</li> </ul>
—	令和3年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算特別委員会における可動式ディスプレイの使用テスト</li> </ul>
5	令和3年12月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス会議システムの操作説明</li> </ul>
—	令和3年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑（試行1回目）</li> </ul>
6	令和4年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑に係るアンケート結果及び試行（2回目）について</li> </ul>
7	令和4年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペーパーレス会議システムを利用した模擬会議（試行）について</li> <li>・山形県議会デジタル化推進会議中間報告（素案）について</li> </ul>
8	令和4年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算特別委員会における可動式ディスプレイの使用テスト</li> </ul>
—	令和4年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算特別委員会における可動式ディスプレイを使用した質疑（試行2回目）</li> </ul>
9	令和4年3月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県議会デジタル化推進会議中間報告について</li> </ul>



令和3年度

山形県議会広報・広聴委員会報告書

令和4年3月11日

山形県議会広報・広聴委員会

## 目 次

1	協議の経過及び結果について（概要）	1
2	令和3年度議会広報・広聴事業実績	2
3	令和4年度議会広報・広聴事業計画	7
4	山形県議会広報・広聴委員会委員名簿	10

### （参考資料）

○	令和3年度生徒・学生と県議会議員との意見交換会の実施状況について	11
---	----------------------------------	----

## 1 協議の経過及び結果について（概要）

山形県議会広報・広聴委員会は、県議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の声を広く聴き、県民に県議会を身近に感じてもらうための取組みを進めるため、今年度7回の委員会を開催した。

委員会では、広報誌の編集やテレビ広報番組の企画、「議場演奏会」、「県議会ギャラリー」、「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」の実施方法等について協議を重ねながら、多岐にわたり県議会の活動に関する広報・広聴の充実に努めた。

新型コロナウイルスの収束が見通せない中、委員会では、感染状況に配慮した議会広報活動に努めてきた。「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」では、新たにオンラインを取り入れて開催した。また、コロナ禍で議会の傍聴席数が制限される中、令和2年からスマートフォン等に対応させた議会インターネット中継は、閲覧数が大きく伸びた。

来年度の広報・広聴事業の方針等については、引き続き、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら、より効果的な情報発信のあり方や時代に即した手法について検討していく必要があると思われる。また、成人年齢引き下げに伴い、若者に県議会を身近に感じてもらい政治に関心を持ってもらう取組みについても引き続き検討が必要である。

今後とも、開かれた県議会を目指し、議会の活動状況を広く県民に伝えるとともに、県民の意見を広く聴くための方策について、調査・検討を深めていくことを希望するものである。

## 2 令和3年度議会広報・広聴事業実績

### 1 広報誌等

#### (1) 「県議会だより」の発行

県民に議会活動の概要を伝えるため、年6回発行し、県広報誌「県民のあゆみ」に合冊して全戸配布（約40万部）した。

昨年度実施した議会広報・広聴アンケートの結果を踏まえ、より幅広い年代が見ることから定例会の概要をより分かりやすく伝える紙面となるよう、令和3年5月号より紙面レイアウトを変更した。

号	発行日	主な掲載内容
第84号	令和3年5月1日	令和3年2月定例会の概要、3特別委員会における議会政策提言
第85号	令和3年7月1日	令和3年4月臨時会の概要、常任委員会の紹介
第86号	令和3年9月1日	令和3年6月定例会の概要、トピックス
第87号	令和3年11月1日	令和3年9月定例会の概要、3特別委員会の紹介
第88号	令和4年1月1日	決算特別委員会の概要、議長の新年の挨拶
第89号	令和4年3月1日	令和3年12月定例会の概要、トピックス

#### (2) 「県議会やまがた」の発行

県民に議会活動を詳細に伝えるため、定例会ごとに年4回・各3,500部発行し、市町村、県内主要団体、NPO法人、大学・短大等へ配布した。

号	発行月	主な掲載内容
第33号	令和3年5月	令和3年2月定例会、4月臨時会の概要
第34号	令和3年8月	令和3年6月定例会の概要
第35号	令和3年11月	令和3年9月定例会の概要
第36号	令和4年2月	令和3年11月臨時会、12月定例会の概要

### (3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

選挙権年齢の引き下げを踏まえ、高校生を中心とした若者に県議会を身近に感じてもらう、県議会に対する興味を持ってもらうため、40,000部を発行、県内の高校・大学等へ配付。なお、山形大学公認フリーペーパーサークル「Y-a i ! (ヤイ)」に協力を依頼し、若者の感性を活かした紙面構成とした。

号	発行月	主な掲載内容
第6号	令和4年3月	生徒・学生との意見交換会、議員インターンシップ学生インタビュー、第49回衆議院選挙学生意識調査 等

### (4) 「県議会のしおり」の配布

議会の役割、活動内容の周知を図るため、「県議会のしおり」を議事堂見学者等に配布した。

また、視覚障がいのある方向けに作成した点字版「県議会のしおり」についても、議事堂見学者への配布や県議会ロビーに備え付けるなどして活用した。

## 2 議場演奏会

県民に県議会を身近に感じてもらう、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「議場演奏会」を開催した。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議場演奏会のみで開催とし、聴衆者は一般公募に替え、県立上山高等養護学校の生徒・教職員を招待した。

#### ■ 開催概要

- ・開催日 令和3年12月14日
- ・招待者 34人（2年生及び教職員）
- ・実施内容 議場における山形交響楽団による弦楽合奏の鑑賞、議会議場における県議会の概要説明、議場見学

## 3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらう機会を設けるとともに、県民、特に若者に県議会を身近に感じてもらう、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生の文化活動の展示スペース「県議会ギャラリー」を提供した。

令和3年度は、オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた時事的な展示や、新聞等で報道された各学校の取組みを展示することにより、コロナ禍においても県議会ギャラリーに足を運んでもらえることを目指した展示を行った。

また、議場演奏会への招待校の展示を行うなど、他の取組みとの相乗効果を狙った展示を初めて実施した。

展示期間	展示内容
令和3年6月15日 ～7月2日	「YAMAGATAドリームキッズ」の活動
令和3年8月17日 ～8月20日	写真パネルや競技用品、聖火トーチ等の展示により本県のパラアスリートを紹介
令和3年9月17日 ～10月8日	山形工業高校「山工元気プロジェクト」における「マンゴーの温室栽培」の取組みを紹介
令和3年12月2日 ～12月21日	上山高等養護学校の学校紹介及び職業科の学習で生徒が製作した木工、被服及び窯業等の製品
令和4年2月17日 ～3月17日	令和3年度郷土YAMAGATAふるさと探究コンテストで「ふるさと探究大賞」を受賞した3校の取組み

## 4 インターネット

### (1) 県議会ホームページの運営

定例会・各常任委員会・3特別委員会・議会運営委員会の概要、地域議員協議会の内容や県議会のトピックスなど、議会の動きをわかりやすくタイムリーに掲載した。

### (2) 議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信した。令和2年2月定例会以降、スマートフォン等に対応させたことによりアクセス件数は増加している。特に、令和3年度は注目を集める案件が多くあったことから、前年度を上回るアクセス件数で推移している。

### (3) 会議録検索システムによる会議情報の提供

会議録検索システムに「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録を登録し、県議会ホームページ上で、会議録の検索、閲覧、印刷、ダウンロードに対応した。

### (4) ツイッターの活用

山形県公式ツイッターを活用し、県議会ギャラリーの展示情報などを提供した。

## 5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

### (1) YBC「やまがたサンデー5」（15分番組）の活用

放映日	タイトル	主な内容
令和3年9月12日	現場の声を県政に！ ～政策提言する県議会～	3特別委員会と政策提言の取組み、議長、議会運営委員長インタビュー
令和4年3月20日	若者と議員の熱い議論 ～開かれた県議会を目指して～	大学生との意見交換会、副議長、広報・広聴委員長インタビュー

### (2) 県政広報番組を活用した定例会の告知

県政広報番組の告知枠を利用し、各定例会の日程と傍聴案内の告知を行った。

## 6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局ロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施した。

## 7 報道機関（パブリシティ）の活用

生徒・学生との意見交換会、県議会ギャラリーの展示等について、県庁記者クラブへ情報を発信した。

## 8 広聴事業

### (1) 生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図ることを目的として「生徒・学生と県議会議員との意見交換会」を開催した。

当初、地域バランスを考慮して8校（県内4地域から2校ずつ）との開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって2校が中止となり、6校との開催となった。また、6校のうち2校とは、意見交換会では初の試みとなるオンライン形式で開催した。出席した議員は、正副議長、広報・広聴委員を中心に1校につき5人の延べ30人、参加した生徒数は335人であった。

意見交換会は、参加した生徒の発言の機会を確保するため、ワークショップや活動発表を多く取り入れ、各校が設定したテーマを基に山形の活性化や地域振興などについて活発な意見が交わされた。

■開催概要

開催日	学校名（所在地）	出席議員数	参加者数
令和3年7月21日	庄内農業高等学校（鶴岡市）	5人	17人
令和3年9月15日	山辺高等学校（山辺町）※	5人	10人
令和3年10月18日	山形東高等学校（山形市）	5人	240人
令和3年11月11日	米沢興譲館高等学校（米沢市）	5人	21人
令和3年11月30日	米沢東高等学校（米沢市）	5人	18人
令和4年2月9日	新庄南高等学校（新庄市）※	5人	29人

※印の学校は意見交換会をオンラインで開催し、それ以外は各学校で開催した。

(2) 山形大学との意見交換会

若者から県議会に興味を持ってもらうための方法や若者の政治参加を目的に山形大学の学生と広報・広聴委員との意見交換会を開催した。

意見交換会では、若者向け広報誌「県議会ナビ」をもとに若者が利用する広報媒体について意見が交わされたほか、2班に分かれて「若者の政治参加」、「若者の回帰・定着」について活発な議論が交わされた。

■開催概要

開催日	学校・団体名（所在地）	出席議員数	参加者数
令和4年3月4日	山形大学公認サークル ・ドットジェイピー山形エリア ・Y-a i！（ヤイ）	10人	12人



### 3 令和4年度議会広報・広聴事業計画

#### 1 広報誌等

##### (1) 「県議会だより」の発行（県広報誌「県民のあゆみ」との合冊）

項目	「県議会だより」	「県民のあゆみ」
発行回数	年6回掲載 5月号〔2月定例会分〕 7月号〔企画記事〕 9月号〔6月定例会分〕 11月号〔9月定例会分〕 1月号〔決算特別委員会分〕 3月号〔12月定例会分〕	年6回 隔月奇数月
ページ数	各号見開き2ページ（1月号は1ページ）	各号16ページ
配布先	全戸配布（約40万部）	同左
備考	幅広い年代が見ることから、より分かりやすく伝える紙面となるよう工夫していく。	

##### (2) 「県議会やまがた」の発行

発行回数	年4回（4定例会毎）
ページ数	各号タブロイド版 4ページ
配布先	県内市町村、主要団体、NPO、大学・短大等（3,500部）

##### (3) 若者向け広報紙「県議会ナビ」の発行

発行回数	年1回
ページ数	A4版見開き4ページ
配布先	県内高等学校、大学・短大等（約4万部）

##### (4) パンフレットの配布等

議会についての理解や関心を高めるため、「県議会のしおり」等を議事堂見学者等に配布する他、様々な媒体を活用し情報発信を行っていく。

#### 2 議場演奏会と議会見学会

県民に県議会を身近に感じてもらい、県議会に対する理解と関心を深めてもらうことを目的として、「議場演奏会と議会見学会」を開催する。

### 3 県議会ギャラリー

より多くの県民から県議会へ足を運んでもらうきっかけとなることを目指すともに、特に若者に県議会を身近に感じてもらい、県議会への理解と関心を深めてもらうことを目的として、県内の児童・生徒・学生が学校の授業や部活動などで制作した作品の展示スペース「県議会ギャラリー」を引き続き提供する。

### 4 インターネット

#### (1) 山形県議会ホームページの運営

定例会・臨時会の概要や各委員会の活動状況等、様々な議会情報を引き続き一元的に掲載していく。また、県議会トピックスとして、上記以外の多様な活動も積極的に発信する。

#### (2) 議会インターネット中継の配信

県議会のホームページ上で、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の生中継及び録画中継を配信する。

#### (3) 会議録検索システムによる会議情報の提供（※平成4年分から）

「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の会議録全文については、検索システムにデータを格納し、ホームページから閲覧できるようにする。

### 5 県議会テレビ広報番組（県政広報番組枠の活用）

県政広報番組枠を活用し、議会広報番組の放映を実施する。

#### (1) テレビ

県政広報テレビ15分番組による議会活動の紹介、会期告知等

#### (2) ラジオ

「定例会・地域議員協議会」開催の告知等

### 6 総合支庁における議会中継

各総合支庁・地域振興局ロビーにおいて、「本会議」、「予算特別委員会」、「決算特別委員会」の中継を実施する。

### 7 報道機関（パブリシティ）、各種広報媒体の活用

報道各社に対し、議会活動の積極的な情報提供を行うほか、県広報広聴推進課所管の広報媒体の活用や市町村等の広報媒体を活用した広報に努める。

## 8 広聴事業

### (1) 生徒・学生と県議会議員との意見交換会

生徒・学生に県議会を身近に感じてもらい、主権者としての政治参加意識の醸成を図るため引き続き開催する。なお、意見交換会の開催にあたっては、地域バランスを考慮して実施校の選定を行い、参加生徒の発言の機会を確保するため、ワークショップや活動発表等を多く取り入れるとともに、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、オンラインでの開催も念頭に置き実施する。

### (2) 山形大学生との意見交換会

若者から県議会に興味を持ってもらうための方法や若者の政治参加を目的に、引き続き開催する。

## 山形県議会広報・広聴委員会委員名簿

委員長	渋	間	佳寿美
副委員長	高	橋	淳
委員	梅	津	庸成
委員	今	野	美奈子
委員	遠	藤	寛明
委員	相	田	光照
委員	遠	藤	和典
委員	梶	原	宗明
委員	関		徹
委員	五十嵐	智	洋

# 参 考 资 料



# 令和3年度 生徒・学生と県議会議員との意見交換会 の実施状況について

## I 総括

### 1 実施校

生徒・学生と県議会議員との意見交換会は、平成27年度の試行を踏まえて、28年度から本格実施している。令和3年度は、当初8校（県内4地域から2校ずつ）との意見交換を予定していたが、新型コロナの感染拡大の影響によって2校が中止となり、下記の6校（うち2校はオンライン）で実施し、正副議長、広報・広聴委員を中心に30人の議員が意見交換会に出席した。

学校名	開催月日	出席議員数	参加者数	開催場所
庄内農業高等学校	7月21日（水）	5人	17人	学校（鶴岡市）
山辺高等学校	9月15日（水）	5人	10人	オンライン
山形東高等学校	10月18日（月）	5人	240人	学校（山形市）
米沢興譲館高等学校	11月11日（木）	5人	21人	学校（米沢市）
米沢東高等学校	11月30日（火）	5人	18人	学校（米沢市）
新庄南高等学校	2月9日（水）	5人	29人	オンライン
合 計		30人	335人	

### 2 意見交換の概要

各校で設定したテーマを基に意見交換を行った。意見交換では、参加した生徒の発言の機会を確保するため、ワークショップや活動発表を多く取り入れて実施した。

#### 【意見交換の項目】

##### ■ワークショップ形式（2校）

##### （1）庄内農業高等学校

テーマ「私たちがのぞむ暮らし」

- ①『農業』を通じて暮らしを考える
- ②地域の『交通』から暮らしを考える

- (2) 米沢東高等学校
- ①若者の流出を防ぐ
  - ②人口減少を防ぐために
  - ③町の景観や自然を生かした県の活性化
  - ④目指せ！食料自給率国内1位！
  - ⑤コロナ禍でどのような影響があったか

### ■活動発表形式（3校）

- (1) 山辺高等学校
- ①コロナ禍における専門高校の学習環境について
  - ②医療・福祉の人材不足解消について
- (2) 米沢興譲館高等学校
- テーマ「地域振興について」
- ①空き家を利用した学習スペースづくり
  - ②コロナ禍におけるハイブリッド型イベントの可能性
- (3) 新庄南高等学校
- テーマ「高校生ボランティアから考える地域の未来」
- ①キトキトマルシェに参加して感じたこと
  - ②地域とのつながり ～ボランティアサークルふなっこの活動を通して～
  - ③ゴミ拾いイベントを開催して
  - ④よりみちくら部の活動に参加して

### ■質疑応答形式（1校）

- (1) 山形東高等学校
- テーマ「地域創生（山形の活性化に向けて）」
- ①コロナウイルス感染症対策について
  - ②過疎化・高齢化・若者定着について
  - ③山形らしさ・山形の強み・その広報について
  - ④県議会・高校生について
- など



### 3 アンケート結果の概要

#### (1) 意見交換会を実施しての感想

参加した生徒からは、議員の考えを直接聞くことができる点や議員に直接質問することができる点において好意的な意見が多く寄せられ、意見交換会が議会や議員を身近に感じてもらう契機となっていることがうかがえる。

一方で、特に大人数で実施した学校からは、時間配分や質疑項目の選定について改善を求める意見もあった。

#### 【感想（主なもの）】

##### ① 議員との意見交換について

- ・活動発表の際、体操に参加してくれるなど議員が親しみを持って接してくれたので、今まで持っていた議員に対する堅いイメージが大きく変わった。
  - ・オンラインでの開催に当初不安があったが、自分達の意見を伝えることができる機会を設けてもらったことは、これからの活動を深く考えるきっかけとなった。
  - ・オンラインではなく、実際に議員と会って交流がしたいと思った。
  - ・政策などの話だけでなく、議員が普段どのようなことをしているのか聞きたかった。
  - ・これからは、多様な考え方や広い視野を持って意見を述べていた議員の方々を参考にして、地域課題などに対して探究したいと思った。
  - ・せっかくの議員との意見交換会だったのに、何も発言できなかったのもったいないと後悔した。
- など

##### ② 政治や選挙への関心について

- ・意見交換会に参加して、素直に今の日本はもっと変わっていけるんだと思った。
- ・将来のために今私たちが出来ることを話し合うことができた。今後も山形県のためになることを考えて生活していきたいと思った。
- ・私たち高校生が広い視野を持ち、地域のことについて大人と意見を出し合うことは、地域の様々な課題を知り、そして新たな発見をするとても貴重な機会であると思う。私たち若い世代が、自分達の住む地域をより良くしていかなければならないと改めて思った。
- ・選挙権を与えられ、政治・経済に深く関わり始める高校生が、更に意見やアイデアを出し、地域を創っていくことが大切だと思った。
- ・インターネットや本を調べただけでは知ることのできない、リアルな意見を聞く貴重な機会となった。こうした体験は全部の高校生ができることではないので、意見交換会に参加した私たちが政治に関心を持って行動していかなければ

ならないと思った。

- ・立場によって正解が変わっていくような世界で、政策を練り実践していくことは難しいことだと改めて思った。県の政治は特に自分に関わることなので、積極的に情報を得ていきたい。
  - ・生徒と議員の考え方が違うところがいくつかあり、山形の政治にももっと若者の意見が反映されるようになれば良いと思った。
- など

### ③ その他

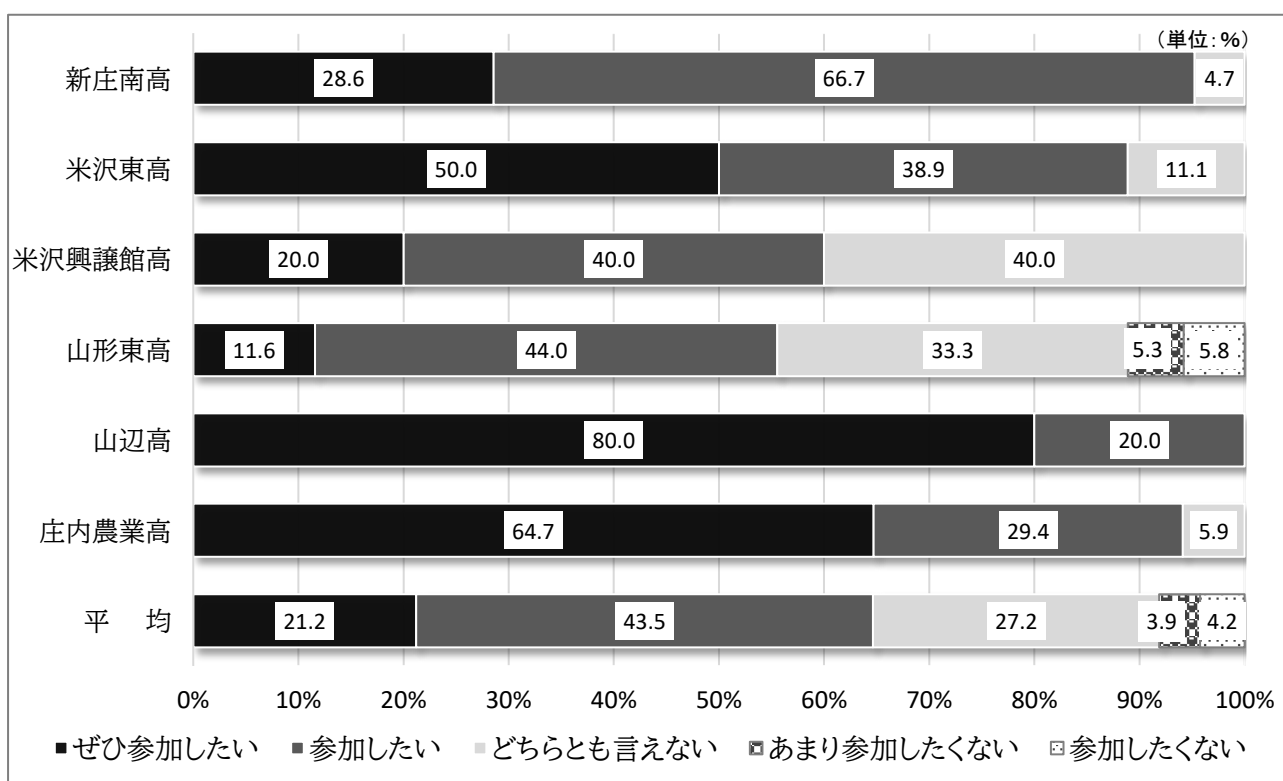
- ・ずっと話を聞いているだけではなく、グループ活動のような時間を設けてもらったことが積極的に参加している感じがして良かった。
  - ・自分が思っていた以上に山形県にも様々なプロジェクトがあることに驚いた。山形県を東京などのように発展させるのではなく、自然に着目したいという考えに強く共感した。
- など

## (2) 今後の参加希望について（実施後のアンケートより）

各校の回答を集計すると「ぜひ参加したい」と「参加したい」が約65%を占め、全体として好意的に受け止められている。特に、ワークショップや活動発表を取り入れて実施した学校では、好意的な評価が多い傾向が見られる。

また、今年度初の試みとしてオンラインで実施した2校でも、好意的な評価が得られた。

## 参考／アンケート集計結果



### (3) 政治への関心を高め、県議会を身近に感じてもらうための提案

意見交換会の拡充を求める意見が最も多く、次いで、SNS（YouTube、Twitter、インスタグラム、TikTok等）や各種広報媒体（ポスター、CM、マスコットキャラクターの作成）を活用した若者への情報発信の強化を求める意見が多く見られた。その他、模擬投票・模擬議会の実施や学校の授業への導入などの意見が見られた。

- ・議員と対面で話すことが出来る機会をもっと増やす（交流の機会を増やす）。
  - ・議員によるトーク会や1日県議会議員などのイベントを開催する。
  - ・意見交換会を小学校や中学校でも行い、若者が政治に触れる機会を増やしていく。
  - ・授業として意見交換や議会見学を取り入れ、生徒間でも話し合う機会を設ける。
  - ・SNSやインターネットを活用した情報発信の強化と併せ、質問箱などで若者の声を集める工夫をする（堅苦しい文章だけでは不十分）。
  - ・若者を対象に行っている活動をポスターなどにして学校に掲示する。
  - ・芸能人を交えた交流会を開催するなど、若者が関心を寄せるような仕掛けをする。
  - ・マスコットキャラクターがあると身近に感じる。
- など

## II 学校ごとの実施状況

### 1 庄内農業高等学校

開催日	令和3年7月21日（水）
開催場所	庄内農業高等学校（鶴岡市）
出席議員	坂本貴美雄、森谷仙一郎、石黒覚、梶原宗明、相田光照
参加者	生徒会（農業クラブ）役員17名
意見交換の概要	<p>「私たちがのぞむ暮らし」をテーマに、農業と交通の両分野から地域の課題等を探り、どのように課題解決を図っていくかについて、生徒と議員が2つのグループに分かれてワークショップ形式で意見交換を行い、グループごとに発表を行った。</p> <p>【主な発表内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・若者の就農を促すためには、体験やPRを通して農業の魅力を積極的に伝え、イメージアップを図る必要がある。</li><li>・庄内農業高校で作った「庄農うどん」や「ニューピス」などの農産加工品を実際に食べてもらうことで、若い世代から農業に興味を持ってもらうことができるのではないか。</li><li>・農村部の高齢化が進む中、高齢者の孤立を防ぐため、地域の交通手段を確保する必要がある。</li><li>・県産品の輸出拡大や観光振興、さらには災害時の輸送手段を確保する観点から、酒田港へのアクセス道の整備を進める等、高速交通網を充実させる必要がある。</li></ul>

### 2 山辺高等学校

開催日	令和3年9月15日（水）
開催場所	山辺高等学校（山辺町）、山形県議会（山形市） ※オンライン開催
出席議員	奥山誠治、島津良平、青柳安展、渋間佳寿美、遠藤和典
参加者	生徒会役員10名
意見交換の概要	<p>「コロナ禍における専門高校の学習環境について」及び「医療・福祉の人材不足解消について」をテーマに、県議会議事堂と山辺高校をオンラインで結び意見交換を行った。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者向けのレトルト食品や米粉パンの開発、地元の食材を活用した健康志向の弁当作りなどに取り組んでいるが、コロナ禍で行事やイベントが開催できないため、地域の方々へ届ける機会が減っている。</li><li>・健康体操や認知症予防など、高齢者の健康維持に向けた取り組みを行っているが、コロナ禍で活動を自粛せざるを得ない状況である。</li><li>・福祉分野に対するマイナスイメージを払拭し、介護人材を育成・確保することが必要である。</li><li>・コロナ禍で看護の現地実習に取り組む機会が減ってしまい経験を積むことができなくなる等、学習面での不安が大きい。</li></ul>

### 3 山形東高等学校

開催日	令和3年10月18日（月）
開催場所	山形東高等学校（山形市）
出席議員	坂本貴美雄、矢吹栄修、関 徹、渋間佳寿美、今野美奈子
参加者	1年生約240名
意見交換の概要	<p>「地方創生（山形の活性化に向けて）」をテーマに、生徒からの事前アンケート等を基に意見交換を行った。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国トップレベルの学校を新たに設置するなど、山形の豊かな自然と調和した教育環境を充実させることにより、子育て世代の移住・定住を促進してはどうか。</li> <li>・コロナ禍による経済状況の悪化等により、働きたくても働けない人達がいる。受入れ側となる企業に対する援助をより手厚くすることによって、そうした人達を支援する仕組みづくりを行ってはどうか。</li> <li>・山形の魅力である「自然」を活かした政策を進めるためには、人の手を加えた都市と融合した「自然」と、人の手を加えていないありのままの「自然」とを区別し、地域の実情に応じて推進する必要がある。</li> </ul>

### 4 米沢興譲館高等学校

開催日	令和3年11月11日（木）
開催場所	米沢興譲館高等学校（米沢市）
出席議員	奥山誠治、柴田正人、松田敏男、遠藤和典、今野美奈子
参加者	生徒会役員21名
意見交換の概要	<p>「地域振興について」をテーマに、意見交換を行った。意見交換会では、生徒自治会執行部による活動報告に加え、2年SSR探究活動班より「空き家を利用した学習スペースづくり」と「コロナ禍におけるハイブリッド型イベントの可能性」についての発表が行われ、意見を交わした。</p> <p>【主な発表内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決を考える中で、米沢市周辺で増加している空き家に着目した。空き家を誰でも利用できる学習スペースとして活用することで、放置される空き家を減らすだけでなく、学生やリモートワークを行っている社会人等の交流の場として広がっていくことが期待される。</li> <li>・コロナ禍で従来のような対面型イベントの開催が困難となっている中、オンラインでのイベント開催が増加していることに着目した。オンラインイベントの手軽で参加しやすいという利点と、利益を生み出しやすいという対面型イベントの利点を融合させた、ハイブリッド型イベントの今後の展開が期待される。</li> </ul>

## 5 米沢東高等学校

開 催 日	令和3年11月30日（水）
開 催 場 所	米沢東高等学校（米沢市）
出 席 議 員	坂本貴美雄、島津良平、青木彰榮、五十嵐智洋、遠藤寛明
参 加 者	地歴・公民①ゼミ20名
意見交換の概要	<p>「若者の流出を防ぐ」、「目指せ！食料自給率国内1位！」等をテーマに、5つのグループ（1班あたり生徒4名・議員1名）を編成し、テーマに沿った意見交換と成果発表を行った。</p> <p>【主な発表内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一度県外に出た若者が戻って来やすい環境をつくるのが大切。</li> <li>・山形は住みやすい、食べ物が美味しいなどの魅力がたくさんあるので、もっと魅力を発信する方法を考えていかななくてはならない。</li> <li>・山形県は若い女性が日本一県外に出て行ってしまう県なので、安全であることや土地が安いことなどを発信するとともに、東京と同じ賃金で格差をなくすことが必要。</li> <li>・生産量の多い農作物を更に伸ばすほか、他県に山形県の物をPRし、たくさん購入してもらえるようにすべき。</li> <li>・コロナ禍の影響で失業者が出たり、企業が倒産しないよう様々な補助事業を実施したため、歳入歳出が増えていたことが分かった。</li> </ul>

## 6 新庄南高等学校

開 催 日	令和4年2月9日（水）
開 催 場 所	新庄南高等学校（新庄市）、山形県議会（山形市） ※オンライン開催
出 席 議 員	奥山誠治、小松伸也、相田光照、高橋淳、梅津庸成
参 加 者	発表者（3年生）及び生徒会役員等（1、2年生）29名
意見交換の概要	<p>「高校生ボランティアから考える地域の未来」をテーマに、県議会議事堂と新庄南高校をオンラインで結び意見交換を行った。意見交換会では、3年生の代表4名より「キトキトマルシェに参加して感じたこと」、「地域との関わり ～ボランティアサークルふなっこの活動を通して～」、「ゴミ拾いイベントを開催して」、「よりみちくら部の活動に参加して」と題して活動発表が行われ、発表内容を基に意見を交わした。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に参加し、幅広い年代の方々と交流することで視野が広がった。</li> <li>・一人ではできないことでも、みんなの力が結集すると実現できることを体現できた。</li> <li>・ボランティア活動に限らず、様々な活動や交流を通して感じられる地元の魅力がある。大人になっても忘れることなく、自らが広告塔となって地元の魅力を発信して行って欲しい。</li> </ul>

令和4年3月15日

みらい企画創造部

## 「令和5年度 政府の施策等に対する提案」の進め方について

### 1 概要

第4次山形県総合発展計画に基づいた令和5年度以降における本県の施策推進にあたり、政府に対して予算編成の対応や制度の創設・改正等を提案するもの。

### 2 実施主体

山形県開発推進協議会

(山形県、県議会、市町村、市町村議会、産業経済団体等で構成)

### 3 今後の日程（見通し）

県議会への意見照会 4月下旬

各府省に対する提案活動 5月下旬から6月上旬

※ 新型コロナウイルス感染症の流行状況等により、日程等を変更する可能性があります。

## 2 回 目

### 1 再開後の議事について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表（再開後）」により説明があり、了承された。

### 2 その他

- ・なし

### 3 次回議運開催日時

3月16日（水）午前10時

### 4 本会議再開時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。



# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和4年3月15日（火）

本会議休憩中

- 1 再開後の議事について
  
- 2 その他
  
- 3 次回議運開催日時  
3月16日（水）午前10時
  
- 4 本会議再開時刻

# 会 議 順 序 表 (再開後)

[議事日程第7号]

令和4年3月15日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法									
1	<p style="text-align: center;">&lt; 再 開 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案及び請願上程 (議第30号から議第64号までの35件及び請願)</li> <li>○ 常任委員長報告                             <ul style="list-style-type: none"> <li>文 教 公 安 常任委員長</li> <li>厚 生 環 境 常任委員長</li> <li>農 林 水 産 常任委員長</li> <li>商工労働観光 常任委員長</li> <li>建 設 常任委員長</li> <li>総 務 常任委員長</li> </ul> </li> <li>○ 議案採決 (議第30号から議第64号までの35議案)</li> <li>○ 請願採決</li> </ul>	<p>簡 易</p> <p>簡 易</p>									
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議案上程 (議第65号及び議第66号の2件)</li> <li>○ 知事説明</li> <li>○ 常任委員会付託 (議第65号)</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt; 散 会 &gt;</p>										
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議終了後の日程</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">時 刻</th> <th style="width: 33%;">委 員 会 等</th> <th style="width: 33%;">会 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 会 議 終 了 後</td> <td>各 常 任 委 員 会</td> <td>各 常 任 委 員 会 室</td> </tr> <tr> <td>各 常 任 委 員 会 終 了 後</td> <td>政 策 提 言 会 議</td> <td>予 算 特 別 委 員 会 室</td> </tr> </tbody> </table>	時 刻	委 員 会 等	会 場	本 会 議 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 常 任 委 員 会 室	各 常 任 委 員 会 終 了 後	政 策 提 言 会 議	予 算 特 別 委 員 会 室	
時 刻	委 員 会 等	会 場									
本 会 議 終 了 後	各 常 任 委 員 会	各 常 任 委 員 会 室									
各 常 任 委 員 会 終 了 後	政 策 提 言 会 議	予 算 特 別 委 員 会 室									